

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成26年2月6日(2014.2.6)

【公開番号】特開2012-173999(P2012-173999A)

【公開日】平成24年9月10日(2012.9.10)

【年通号数】公開・登録公報2012-036

【出願番号】特願2011-35497(P2011-35497)

【国際特許分類】

G 06 F 3/12 (2006.01)

【F I】

G 06 F 3/12 D

【手続補正書】

【提出日】平成25年12月12日(2013.12.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

OSカーネル層のオペレーティングシステムによって動作しアプリケーション層に備えられるアプリケーションによってプリンターから印刷物を出力させるコンピューターに、出力先プリンターを変更するための処理を実行させるプリンター変更用プログラムであって、

前記アプリケーションから第一のプリンターへ出力される印刷データを前記OSカーネル層で取得する工程と、

前記アプリケーション層で、前記取得された印刷データを、プリンタードライバーが処理可能な標準データに変換する工程と、

前記変換後のデータを第二のプリンター用のドライバーへ出力する工程と、を前記コンピューターに実行させる

ことを特徴とするプリンター変更用プログラム。

【請求項2】

請求項1において、更に、

前記第二のプリンター用のドライバーへ出力する前に、前記アプリケーション層で、前記取得された印刷データを加工する工程を前記コンピューターに実行させる

ことを特徴とするプリンター変更用プログラム。

【請求項3】

請求項1あるいは2において、

前記第二のプリンターとして複数のプリンターを選択可能である場合に、更に、

前記第二のプリンター用のドライバーへ出力する前に、前記アプリケーション層で、前記第二のプリンターを決定する工程を前記コンピューターに実行させる

ことを特徴とするプリンター変更用プログラム。

【請求項4】

OSカーネル層のオペレーティングシステムによって動作しアプリケーション層に備えられるアプリケーションによってプリンターから印刷物を出力させるコンピューターにおける、プリンター変更方法であって、

前記コンピューターが、前記アプリケーションから第一のプリンターへ出力される印刷データを前記OSカーネル層で取得する工程と、

前記コンピューターが、前記アプリケーション層で、前記取得された印刷データを、プリンタードライバーが処理可能な標準データに変換する工程と、

前記コンピューターが、前記変換後のデータを第二のプリンター用のドライバーへ出力する工程と、を有する

ことを特徴とするプリンター変更方法。

【請求項5】

請求項4において、更に、

前記第二のプリンター用のドライバーへ出力する前に、前記アプリケーション層で、前記取得された印刷データを加工する工程を有する

ことを特徴とするプリンター変更方法。

【請求項6】

請求項4あるいは5において、

前記第二のプリンターとして複数のプリンターを選択可能である場合に、更に、

前記第二のプリンター用のドライバーへ出力する前に、前記アプリケーション層で、前記第二のプリンターを決定する工程を有する

ことを特徴とするプリンター変更方法。

【請求項7】

OSカーネル層のオペレーティングシステムによって動作しアプリケーション層に備えられるアプリケーションによってプリンターから印刷物を出力させる、プリンターのホスト装置であって、

前記アプリケーションから第一のプリンターへ出力される印刷データを前記OSカーネル層で取得するデータ取得部と、

前記アプリケーション層で、前記取得された印刷データを、プリンタードライバーが処理可能な標準データに変換し、当該変換後のデータを第二のプリンター用のドライバーへ出力する変換部と、を有する

ことを特徴とするホスト装置。

【請求項8】

請求項7において、前記変換部は、更に、

前記第二のプリンター用のドライバーへ出力する前に、前記アプリケーション層で、前記データ取得部で取得された印刷データを加工する

ことを特徴とするホスト装置。

【請求項9】

請求項7あるいは8において、

前記第二のプリンターとして複数のプリンターを選択可能である場合に、

前記変換部は、更に、

前記第二のプリンター用のドライバーへ出力する前に、前記アプリケーション層で、前記第二のプリンターを決定する

ことを特徴とするホスト装置。